

屋久島町地域防災計画

令和4年3月



屋久島町防災会議

沿革	平成24年	3月	作成
	平成28年	3月23日	修正
	平成29年	3月29日	修正
	平成30年	3月26日	修正
	平成31年	3月25日	修正
	令和3年	3月29日	修正
	令和4年	3月28日	修正

目 次

第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	計画の理念	2
第 3 節	防災の基本方針	3
第 4 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 5 節	屋久島町の地勢	11
第 6 節	災害の想定	13

第 2 編 一般災害対策編

第 1 章 災害予防

〈災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害の防止対策	20
第 2 節	河川災害・高潮災害等の防止対策	22
第 3 節	防災構造化の推進	22
第 4 節	建築物災害の防止対策	23
第 5 節	ライフライン施設等の機能確保	24
第 6 節	防災研究の推進	25

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第 7 節	防災組織の整備	26
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	28
第 9 節	消防体制の整備	29
第 10 節	避難体制の整備	30
第 11 節	救急・救助体制の整備	37
第 12 節	交通確保体制の整備	38
第 13 節	輸送体制の整備	41
第 14 節	医療体制の整備	42
第 15 節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	43

〈住民の防災活動の促進〉

第 16 節	防災知識の普及・啓発	47
第 17 節	防災訓練の効果的实施	49
第 18 節	自主防災組織の育成強化	51
第 19 節	防災ボランティアの育成強化	54
第 20 節	企業防災の推進	55

第 21 節	要配慮者の安全確保	55
--------	-----------	----

第 2 章 災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第 1 節	応急活動体制の確立	59
第 2 節	情報伝達体制の確立	69
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	71
第 4 節	広域応援体制	73
第 5 節	自衛隊の災害派遣要請	75
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	79
第 7 節	ボランティアとの連携等	81

〈警戒避難期の応急対策〉

第 8 節	気象警報等の収集・伝達	82
第 9 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	84
第 10 節	広報	91
第 11 節	河川災害・土砂災害等の応急対策	94
第 12 節	消防活動	96
第 13 節	避難の指示、誘導	98
第 14 節	救急・救助	106
第 15 節	交通の確保及び規制	108
第 16 節	緊急輸送	111
第 17 節	緊急医療	114
第 18 節	要配慮者への緊急支援	117

〈事態安定期の応急対策〉

第 19 節	指定避難所の運営	121
第 20 節	食糧の供給	123
第 21 節	給水	125
第 22 節	生活必需品の給与	127
第 23 節	医療	131
第 24 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	133
第 25 節	動物保護対策	135
第 26 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	136
第 27 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	140
第 28 節	住宅の供給確保	143
第 29 節	文教対策	145
第 30 節	義援金・義援物資等の取扱い	148
第 31 節	農林水産業災害の応急対策	149

〈社会基盤の応急対策〉

第 32 節	電力施設の応急対策	151
第 33 節	ガス施設の応急対策	152
第 34 節	上水道施設の応急対策	154
第 35 節	電気通信施設の応急対策	155
第 36 節	道路・河川等公共施設の応急対策	156

第 3 章 特殊災害対策

第 1 節	海上災害等対策	157
第 2 節	空港災害等対策（航空機事故）	160
第 3 節	道路事故対策	162
第 4 節	危険物等災害対策	165
第 5 節	林野火災対策	169

第 4 章 災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	172
第 2 節	激甚災害の指定	173

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第 3 節	被災者の生活確保	174
第 4 節	被災者への融資措置	178

第 3 編 地震災害対策編

第 1 章 地震災害予防

〈地震災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害・液状化等の防止対策	179
第 2 節	防災構造化の推進	180
第 3 節	建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）	180
第 4 節	施設等の災害防止対策の推進	182
第 5 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	183
第 6 節	地震防災研究の推進	184

〈迅速かつ円滑な地震応急対策への備え〉

第 7 節	防災組織の整備	185
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	185
第 9 節	消防体制の整備	185
第 10 節	避難体制の整備	185
第 11 節	救急・救助体制の整備	186

第 12 節	交通確保体制の整備	187
第 13 節	輸送体制の整備	187
第 14 節	医療体制の整備	187
第 15 節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	187

〈住民の防災活動の促進〉

第 16 節	防災知識の普及・啓発	188
第 17 節	防災訓練の効果的実施	188
第 18 節	自主防災組織の育成強化	189
第 19 節	防災ボランティアの育成強化	189
第 20 節	企業防災の推進	190
第 21 節	要配慮者の安全確保	190

第 2 章 地震災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第 1 節	応急活動体制の確立	191
第 2 節	情報伝達体制の確立	191
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	192
第 4 節	広域応援体制	192
第 5 節	自衛隊の災害派遣要請	192
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	192
第 7 節	ボランティアとの連携等	192

〈初動期の応急対策〉

第 8 節	地震情報・津波予報等の収集・伝達	193
第 9 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	195
第 10 節	広報	196
第 11 節	河川災害・土砂災害等の応急対策	198
第 12 節	消防活動	198
第 13 節	避難の指示、誘導	199
第 14 節	救急・救助	199
第 15 節	交通の確保及び規制	199
第 16 節	緊急輸送	199
第 17 節	緊急医療	199
第 18 節	要配慮者への緊急支援	200

〈事態安定期の応急対策〉

第 19 節	指定避難所の運営	201
第 20 節	食糧の供給	201
第 21 節	給水	201
第 22 節	生活必需品の給与	201
第 23 節	医療	202

第 24 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	202
第 25 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	202
第 26 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	202
第 27 節	住宅の供給確保	202
第 28 節	文教対策	203
第 29 節	義援金・義援物資等の取扱い	203

〈社会基盤の応急対策〉

第 30 節	電力施設の応急対策	204
第 31 節	ガス施設の応急対策	204
第 32 節	上水道施設の応急対策	204
第 33 節	電気通信施設の応急対策	204
第 34 節	道路・河川等公共施設の応急対策	205

第 3 章 地震災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	206
第 2 節	激甚災害の指定	206

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第 3 節	被災者の生活確保	207
第 4 節	被災者への融資措置	207

第 4 編 津波災害対策編

第 1 章 津波災害予防

〈津波災害予防の基本的な考え方〉

第 1 節	総合的な津波対策のための基本的な考え方	208
第 2 節	過去に遡った津波の想定	208
第 3 節	津波想定に係る留意点	208

〈津波災害に強い地域づくり〉

第 4 節	津波災害防止対策の推進	209
第 5 節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	212
第 6 節	防災構造化の推進	213
第 7 節	建築物災害の防止対策の推進	213
第 8 節	公共施設等の災害防止対策の推進	213
第 9 節	危険物災害等の防止対策の推進	214
第 10 節	津波防災研究等の推進	214

〈迅速かつ円滑な津波応急対策への備え〉

第11節	防災組織の整備	215
第12節	通信・広報体制（機器等）の整備	215
第13節	津波等観測体制の整備	216
第14節	消防体制の整備	216
第15節	避難体制の整備	217
第16節	救急・救助体制の整備	220
第17節	交通確保体制の整備	221
第18節	輸送体制の整備	221
第19節	医療体制の整備	221
第20節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	221

〈住民の防災活動の促進〉

第21節	防災知識の普及・啓発	222
第22節	防災訓練の効果的実施	223
第23節	自主防災組織の育成強化	223
第24節	防災ボランティアの育成強化	223
第25節	企業防災の推進	224
第26節	要配慮者の安全確保	224

第2章 津波災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第1節	応急活動体制の確立	225
第2節	情報伝達体制の確立	226
第3節	災害救助法の適用及び運用	226
第4節	広域応援体制	226
第5節	自衛隊の災害派遣要請	226
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	226
第7節	ボランティアとの連携等	227

〈初動期の応急対策〉

第8節	津波警報・津波情報等の収集・伝達	228
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	239
第10節	広報	240
第11節	消防活動	242
第12節	避難の指示、誘導	242
第13節	救急・救助	243
第14節	交通の確保及び規制	243
第15節	緊急輸送	244
第16節	緊急医療	244
第17節	要配慮者への緊急支援	244

〈事態安定期の応急対策〉

第 18 節	指定避難所の運営	245
第 19 節	食糧の供給	245
第 20 節	給水	245
第 21 節	生活必需品の給与	245
第 22 節	医療	246
第 23 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	246
第 24 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	246
第 25 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	246
第 26 節	住宅の供給確保	246
第 27 節	文教対策	247
第 28 節	義援金・義援物資等の取扱い	247

〈社会基盤の応急対策〉

第 29 節	電力施設の応急対策	248
第 30 節	ガス施設の応急対策	248
第 31 節	上水道施設の応急対策	248
第 32 節	電気通信施設の応急対策	248
第 33 節	道路・河川等公共施設の応急対策	248

第 3 章 津波災害復旧・復興

第 1 節	地域の復旧・復興の基本的方針の決定	249
第 2 節	迅速な現状復旧の進め方	249
第 3 節	計画的復興の進め方	251
第 4 節	被災者等の生活再建等の支援	252
第 5 節	被災者への融資措置	253

第 5 編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総則

第 1 節	推進計画の目的	254
第 2 節	推進計画の位置づけ	254
第 3 節	推進地域の指定	254
第 4 節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	254

第 2 章 関係者との連携協力

第 1 節	資機材、人員等の配備手配	255
第 2 節	他機関に対する応援要請	255
第 3 節	帰宅困難者への対応	255

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節	津波からの防護 256
第2節	津波に関する情報の伝達等 256
第3節	避難指示等の発令基準 257
第4節	消防機関の講ずる措置 257
第5節	水道、電気、ガス、通信及び放送関係 257
第6節	交通対策 258
第7節	町が自ら管理等を行う施設等に関する施策 258
第8節	迅速な救助 259
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	
第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における 災害応急対策に係る措置 260
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場 合における災害応急対策に係る措置 260
第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 における災害応急対策に係る措置 263
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 264	
第6章 防災訓練計画 265	
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	
第1節	町職員に対する教育 266
第2節	地域住民等に対する教育 266
第3節	相談窓口の設置 266

第6編 火山災害対策編

〈口永良部島における火山災害対策〉	
第1節	防災環境 267
第2節	災害予防 281
第3節	災害応急対策計画 295
第4節	災害復旧・復興計画 310

※資料編(別冊)